

年金記録訂正請求に係る答申について

中国四国地方年金記録訂正審議会
令和6年5月30日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	1件

厚生局受付番号 : 四国(受)第2300066号
厚生局事案番号 : 四国(国)第2400001号

第1 結論

昭和36年*月から昭和37年3月までの請求期間及び昭和42年4月から昭和45年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和16年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和36年*月から昭和37年3月まで
② 昭和42年4月から昭和45年3月まで

請求期間①について、当時勤務していたC美容室の先生又は先生の夫が、昭和36年*月頃にD市役所で私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を毎月給与から差し引いて納付してくれていたにもかかわらず、保険料が未納の記録になっている。C美容室の同僚も、私と同じように保険料を給与から差し引いて支払ってもらっていたと思う。

請求期間②について、私の夫が夫自身と私の国民年金保険料を納付していたが、夫は保険料を納付した記録になっているにもかかわらず、私は未納の記録になっている。夫が自分の保険料だけを納付して、私の保険料を納付していないとは考えられない。

請求期間①及び②について、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①及び②当時、国民年金保険料の収納及び記録管理は、国民年金手帳記号番号(以下「手帳記号番号」という。)により行われており、国民年金の加入手続が行われた場合には手帳記号番号が払い出されるところ、国民年金手帳記号番号払出簿(以下「払出簿」という。)及び国民年金受付処理簿(以下「受付処理簿」という。)によると、請求者には二つの手帳記号番号が払い出されていることが確認できる。

請求者に係る一つ目の手帳記号番号*(以下「番号A」という。)は、払出簿によると、婚姻前の姓でD市において、昭和37年9月頃に払い出されたことが推認でき、同月頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられ、二つ目の手帳記号番号*(以下「番号B」という。)は、受付処理簿によると、婚姻後の姓で同市において、昭和45年8

月頃に払い出されたことが推認でき、同月頃に国民年金の加入手続が行われたと考えられる。

- 1 請求期間①について、請求者は、「昭和 36 年*月頃、C美容室の先生夫婦がD市役所で私の国民年金の加入手続を行い、毎月給与から国民年金保険料を差し引いて保険料を納付してくれたと思う。」旨主張している。

しかしながら、前述のとおり、請求者の番号Aに係る国民年金の加入手続は昭和 37 年 9 月頃に行われていることから、請求期間①の国民年金保険料は、現年度で納付することはできず、同月から請求期間①の保険料が時効（2年）により納付できなくなるまでの期間において、過年度で納付することは可能であったが、請求者は、保険料の納付に直接関与していない上、「C美容室の先生夫婦は既に亡くなっている。」旨陳述していることから、請求期間①の保険料の納付に係る具体的な状況が不明である。

また、請求者が名前を挙げたC美容室の同僚のうちの2名について、払出簿によると、当該2名の同僚の手帳記号番号が連番でD市で払い出されたことが確認できるところ、当該2名の同僚に係る国民年金被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、手帳記号番号の払出時点において現年度で納付できる期間の国民年金保険料は、納付済であることが確認できるものの、当該2名の同僚がそれぞれ 20 歳に達した月以降の過年度で納付することが可能な期間は、未納と記録されていることが確認できることからすると、請求者の請求期間①の保険料が過年度納付されたとは考え難い。

さらに、D市は、「請求者の請求期間①に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、同市が保管する請求者に係る過年度記録照会及び被保険者名簿においても、請求期間①の保険料が納付されたことは確認できない。

そのほか、請求者が請求期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

- 2 請求期間②について、請求者は、「私の夫が夫自身と私の国民年金保険料を一緒に納付していた。」旨主張している。

しかしながら、番号Aに係る被保険者名簿、国民年金被保険者台帳（以下「被保険者台帳」という。）及びオンライン記録によると、請求者は、昭和 41 年 4 月にD市からE市へ転出し、その後、被保険者台帳に不在と記載されていることから、D市において国民年金被保険者として把握されていなかった期間があることから、番号Aにより請求期間②の国民年金保険料を納付することはできなかつたと考えられる。

また、請求期間②のうち、昭和 42 年 4 月から昭和 43 年 6 月までの期間について、前述のとおり、請求者の番号Bに係る国民年金の加入手続が昭和 45 年 8 月頃に行われていることから、同月以降において当該期間に係る請求者の国民年金保険料は、番号Bでは時効により納付することができない。

さらに、請求期間②のうち、昭和 43 年 7 月から昭和 45 年 3 月までの期間について、請求者の夫に係る被保険者名簿によると、請求者の夫の当該期間の国民年金保険料は現年度納付されていることが確認できるところ、請求者の当該期間の保険料は、番号

Bにより過年度納付することは可能であったものの、現年度納付することはできないことから、請求者の夫が自身の保険料と一緒に請求者の保険料を納付していたとは考え難い。

加えて、D市は、「請求者の請求期間②に係る国民年金保険料が納付されたことは確認できない。」旨回答している上、同市が保管する請求者に係る過年度記録照会及び被保険者名簿においても、請求期間②の保険料が納付されたことは確認できない。

また、請求者は、請求期間②に係る国民年金保険料の納付について直接関与していない上、これを行ったとする請求者の夫は既に亡くなっていることから、請求期間②に係る具体的な状況が不明である。

そのほか、請求者が請求期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情もない。

これら請求内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。